

岡山県後期高齢者医療広域連合特定事業主行動計画の実施状況及び岡山県後期高齢者医療広域連合における女性の活躍状況の公表

令和 8 年 6 月 1 5 日

岡山県後期高齢者医療広域連合

岡山県後期高齢者医療広域連合では、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「岡山県後期高齢者医療広域連合特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、次世代育成支援対策推進法第 19 条第 5 項及び女性活躍推進法第 19 条第 6 項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表します。

あわせて、女性活躍推進法第 21 条の規定に基づき、本広域連合における女性の活躍状況を公表します。

1 次世代育成支援対策推進法第 19 条第 5 項及び女性活躍推進法第 19 条第 6 項に基づく取組の実施状況の公表

(1) 目標：超過勤務時間を 7 時間以下、上限を超える職員数を 0 人にする。

○職員一人当たりの平均超過勤務時間（単位：時間）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年平均
目標	-												7 以下
令和 6 年度	6.7	7.5	15.5	5.2	1.5	1.9	6.3	6.9	6.8	7.3	9.3	18.8	7.8
令和 7 年度	25.1	20.3	20.4	7.9	5.9	5.9	11.8	8.6	6.7	8.4	8.4	15.6	12.1

○超過上限（45 時間／月）を超えた職員（累計）（単位：人）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年平均
目標	-												0
令和 6 年度	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.3
令和 7 年度	4	2	3	1	0	0	1	0	0	1	1	2	1.25

○超過上限（360 時間／年）を超えた職員（単位：人）

目標	0
令和 6 年度	0
令和 7 年度	1

(2) 目標：職員に占める女性の割合 50%以上を維持する。(各年度 4 月 1 日時点)

対象年度	男性	女性	割合
目 標	-		50%以上
令和 6 年度	14 人	17 人	54.8%
令和 7 年度	12 人	19 人	61.3%
令和 8 年度	15 人	15 人	50.0%

(3) 目標：採用した職員※に占める女性の割合を期間通算で 50%以上とする。

対象年度	採用職員数	女性職員数	割合 (期間通算)
目 標	-	-	50%以上
令和 6 年度	1 人	1 人	100%
令和 7 年度	0 人	0 人	100%

※ 広域連合の職員は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定に基づき、県内市町から派遣された職員で構成されているため、広域連合での採用は会計年度任用職員のみとなっている。

(4) 目標：年次有給休暇の取得率を 85%以上で維持する。

対象年度	平均取得日数	対象人数	取得率※
目 標	-	-	85%以上
令和 6 年度	16.1 日	32 人	86.0%
令和 7 年度	13.3 日	31 人	72.3%

※ 職員に付与された年次休暇（繰り越し分を除く）の日数に対する取得率

(5) 男性職員の配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の取得割合を 100%にする。

	配偶者出産休暇	育児参加休暇
目 標	取得割合 100%	
令和 6 年度	対象者なし	
令和 7 年度	対象者なし	

2 女性活躍推進法第 21 条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

I 職員の男女の給与の額の差異（令和 7 年度）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	— %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	— %
全職員	— %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	— %

(2) 勤続年数別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	— %
21～25年	— %
16～20年	— %
11～15年	— %
6～10年	— %
1～5年	— %

【説明欄】

- ・広域連合の職員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定に基づき、県内市町から派遣された職員で構成されているため、広域連合での採用は任期の定めのない常勤職員以外の職員(会計年度任用職員)のみとなっている。
- ・対象年度の末日時点で任期の定めのない常勤職員以外の職員(会計年度任用職員)は男性 1 名であり、特定の職員の給与が推測し得るため数値の公表は行わない。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	33.3 %

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	0 %
本庁課長相当職	50 %
本庁課長補佐相当職	100 %
本庁係長相当職	66.7 %

IV 採用した職員に占める女性職員の割合（令和 8 年 4 月 1 日時点）

採用職員数	女性職員数	割合
0 人	0 人	— %

※ 広域連合の職員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定に基づき、県内市町から派遣された職員で構成されているため、広域連合での採用は会計年度任用職員のみとなっている。

V 職員に占める女性職員の割合（令和 8 年 4 月 1 日時点）

非常勤職員等を含めた 広域連合職員全体	委託に基づく 派遣労働者
50.0 %	50.0 %

VI 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	— %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	— %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	— %	— %	— %	— %
1週間以上2週間未満	— %	— %	— %	— %
2週間以上1月以下	— %	— %	— %	— %
1月超3月以下	— %	— %	— %	— %
3月超6月以下	— %	— %	— %	— %
6月超9月以下	— %	— %	— %	— %
9月超12月以下	— %	— %	— %	— %
12月超24月以下	— %	— %	— %	— %
24月超	— %	— %	—	—

Ⅶ 職員の勤務時間の状況（令和7年度）

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

(1)職員一人当たりの平均超過勤務時間（単位：時間）

月	男性	女性	全体
4月	27.46	23.37	25.12
5月	18.27	21.78	20.27
6月	20.94	19.93	20.36
7月	5.69	9.49	7.87
8月	4.14	7.25	5.92
9月	6.89	5.17	5.91
10月	9.47	13.51	11.78
11月	8.31	8.85	8.62
12月	8.78	5.19	6.73
1月	3.01	12.49	8.43
2月	6.21	10.02	8.39
3月	15.88	15.35	15.58
平均	11.25	12.70	12.08

(2)超過上限（45時間／月）を超えた職員（単位：人）

月	男性	女性	全体
4月	2	2	4
5月	0	2	2
6月	1	2	3
7月	0	1	1
8月	0	0	0
9月	0	0	0
10月	0	1	1
11月	0	0	0
12月	0	0	0
1月	0	1	1
2月	0	1	1
3月	1	1	2
計	4	11	15

Ⅷ 年次有給休暇の平均取得日数（令和7年度）

平均取得日数	対象人数	取得率 ※
13.3 日	31 人	72.3%

※ 職員に付与された年次休暇（繰り越し分を除く）の日数に対する取得率